

出席停止の病名と期間の基準について

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱、	
	痘そう、南米出血熱、ペスト、	
	マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白	
	髄炎、ジフテリア、	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）、 鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、発熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで